

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

日頃から、本市の税務行政について格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産についても課税の対象となります。土地及び家屋は主として登記に基づいて課税しますが、**登記制度がない償却資産については、毎年1月1日現在の所有状況について所有者が申告**することとなっております（地方税法第383条）。

つきましては、この手引きをご参照のうえ、期限までに申告いただきますようお願いいたします。

申告書の提出期限 令和6年1月31日（水）

※期間間近になりますと受付窓口が大変混雑いたしますので、早めに提出していただきますようご協力をお願いいたします。

申告書の提出先（お問い合わせ先）

〒936-8601

富山県滑川市寺家町104番地

滑川市 総務部 税務課 資産税係

（市役所本庁1階6番窓口）

TEL：076-475-1273

今回初めて申告書が送られてきた方へ

適正な申告・課税のため、国税申告資料の閲覧による償却資産の所有状況の確認や、新規事業者の情報の把握等を通して、償却資産を所有している可能性のある方には申告書を送付しています。

資産が無い場合でも、申告書を提出いただきますようお願いいたします。

なお、記入方法やご不明な点につきましては上記の税務課資産税係までお問い合わせください。

滑 川 市

目次

1 償却資産とは	1
(1) 資産の種類と主な償却資産	1
(2) 申告が必要となる資産	2
(3) 申告が不要である資産	2
(4) 家屋と償却資産の区分	3
(5) 国税と固定資産税の取り扱いの比較	4
2 申告の方法について	5
(1) 申告していただく方	5
(2) 提出していただく書類	5
(3) 申告の種類	6
(4) 申告書の提出方法	6
(5) 申告に誤りがあった場合	6
(6) 申告されない方、虚偽の申告をされた方	6
(7) 国税申告資料の閲覧	7
(8) 実地調査について	7
(9) 各種届出や特例について	7
(10) 農耕作業用トレーラに対する課税の変更について	7
(11) 中小企業等経営強化法に基づく特例措置について	8
3 税額等の算出方法について	9
(1) 算出方法	9
(2) 業種別の主な償却資産と耐用年数	10
4 申告書等の書き方について	11
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例	11
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	12
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例	13
eLtax（エルタックス）について	14

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地または家屋以外で事業の用に供することができる資産であり、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

(1) 資産の種類と主な償却資産

資産の種類		内 容
1 種	構 築 物	構築物 舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設、看板、 畦コンクリート、用水等
		建物 附属設備 ①家屋の所有者が取り付けした設備で、受変電 設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監 視装置、特定の生産または業務用の設備等 ②テナントが賃貸家屋に施工した内装、造作、 建築設備等
2 種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、各業務用の 機械及び装置、太陽光発電設備（屋根材一体 型を除く）等
3 種	船 舶	ボート、漁船、貨物船、釣船等
4 種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 種	車両及び運搬具	運搬台車、大型特殊自動車（ナンバーの分類 番号が0または9ではじまるもの）等 （自動車税及び軽自動車税の課税対象となら ないもの） ※小型特殊自動車に該当する場合は、軽自動 車税の課税対象となります。
6 種	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、自動販売機、冷暖房 器、医療機器、理容及び美容機器、測定工具、 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、カラオケ機器、ネ オンサイン、レジスター等

(2) 申告が必要となる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ①決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- ②償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ③建設仮勘定で経理されている資産及び薄外資産
- ④遊休資産、未稼働資産
- ⑤改良費（資本的支出として資産計上した資産）
- ⑥取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法（第28条の2、第67条の5）の適用により、即時償却した資産（※1）
- ⑦資産の所有者が他の事業を行うものに貸し付けている事業用資産（リース資産）
原則、貸主（リース会社等）が申告してください。ただし、契約満了後に借主の所有物となるような資産については、借主（買主）が申告してください。
- ⑧割賦購入資産等で、代金を完済していないものであっても、事業の用に供している資産

(3) 申告が不要である資産

- ①使用可能期間が1年未満の資産
- ②自動車税及び軽自動車税の課税対象となるもの
- ③無形減価償却資産（鉱業権・漁業権・ソフトウェア等）
- ④牛、馬、果樹その他の生物（鑑賞用、興行用は除く）
- ⑤繰延資産（創立費・開業費・開発費等）
- ⑥取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（※2）
- ⑦取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（※3）
- ⑧リースとして貸し出す資産のうち、平成20年4月1日以降に取得された、取得価額が20万円未満の資産
（※1）～（※3）については、下表をご参照ください。

【 経理区分と取得価額による申告対象の一覧 】 ○…申告必要、×…申告不要

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例 （※1）	3年一括償却 （※2）	一時損金算入 （※3）
10万円未満	○	○（※4）	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

（※4）取得価額が10万円未満で中小企業の特例を適用した資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したものが申告対象となります。

(4) 家屋と償却資産の区分

家屋の建築設備は、固定資産税の取り扱い上、次のとおり家屋（建物）と償却資産に該当する部分を区分して評価しています。

【 家屋と設備の所有者が同じ場合の区分について 】

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産または業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線等
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視装置	中央監視装置一式	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外のもの	家屋と一体となっている設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産または業務用設備、屋外設備	左記以外のもの
冷暖房設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
間仕切り	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの

家屋に含めるものについては、家屋に取り付けられ、構造上一体となっていることが前提です。また、特定の生産用または業務用の設備は必ずしもこの表によらない場合もありますので、判断の難しい場合は問い合わせてください。

所有者以外の方（テナント等）が施工した内装の取り扱いについて

賃貸ビル等で家屋の所有者以外の方が、自らの事業を営むために施工した内装、造作及び建築設備は、地方税法第 343 条第 10 項の規定により当該資産を取り付けた方が償却資産として申告してください。

この場合、テナント等が施工した内装、造作及び建築設備等については、上表にある「家屋に含めるもの」に記載された設備も含まれます。

(5) 国税と固定資産税の取り扱いの比較

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	○建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降取得分は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日～平成24年3月31日取得分は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前取得分は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半分償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価額の5%（取替資産、鉱業用坑道を除く）	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能（法人税法施行令133、所得税法施行令138）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能（法人税法施行令133の2、所得税法施行令139）
即時償却資産（青色申告書を提出する中小企業者が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産）	課税対象となる	損金算入可能（租税特別措置法28の2、67の5）

2 申告の方法について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在において、滑川市内に事業用の償却資産を所有する法人または個人の方です。また、滑川市内に貸付を業として償却資産を貸し付けている法人または個人の方も対象です。

(2) 提出していただく書類

申告にあたり提出していただく書類は下記のとおりです。昨年度に申告された方は所有者名等が印字された申告書を1枚お送りしています（貴社控はコピー等でご対応ください）。今年度初めて申告される方は白紙（複写式）になっています。

郵送で提出される方で、申告書控えに受付印が必要な方は、**必ず返信用封筒（切手を貼ったもの）**を同封してください。

申告していただく方	申告書	種類別明細書		注意事項
		増加資産・全資産用	減少資産用	
初めて申告をされる方	○	○		明細書（増加資産・全資産用）へ全資産をご記入ください。
増加、減少資産の両方ある方	○	○	○	
増加資産のみある方	○	○		
減少資産のみある方	○		○	
資産の増減のない方	○			申告書の「18 備考欄」に「 増減なし 」とご記入ください。
廃業、解散、事務所の市外移転等をされた方	○		○	申告書の「18 備考欄」に 異動事由 や年月日等、詳細をご記入ください。
償却資産のない方	○			申告書の「18 備考欄」に「 該当資産なし 」とご記入ください。
電算処理による申告をされる方	○	○	○	すべての償却資産の評価額、課税標準額を算出して申告してください。

※申告書等の記入方法については、「4 申告書等の書き方について(P.11)」をご覧ください。

※申告書等は今回送付したもののほかにそれをコピーしたものや市のホームページからダウンロードしたものでも構いません。書き直し、不足の場合等にご利用ください。

市ホームページ

<https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/7/2/1/1101.html>



(3) 申告の種類

1. 企業の電算処理による全資産申告

企業の電算処理により全資産申告をする場合は、申告書には課税標準額の欄まで記入する必要があります。必要事項が全て記入されていれば、独自の様式を使用しても構いません。また、次回から申告書の発送が不要な場合はお知らせください。

2. 増加資産または減少資産申告（個人の方は2のみ）

最初の申告で所有する資産の全てを申告し、その後は増加資産及び減少資産のみ申告する方法です。増加も減少もなかった場合には申告書の備考欄に「増減なし」と記入し、提出してください。

(4) 申告書の提出方法

・窓口での提出

市役所本庁 1 階 6 番の税務課資産税係の窓口までお持ちください。

・郵送による提出

郵送で提出される方で、申告書控えに受付印が必要な方は、必ず返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

・エルタックスによる電子申告

エルタックスとは地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。詳細は「eLTAX（エルタックス）について（P.14）」やエルタックスのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

申告の区分については、電子申告でない場合と同じく、「企業の電算処理による全資産申告」と「増加資産／減少資産申告」に分かれています。電算処理によるものではないにもかかわらず「全資産申告」を選択すると、滑川市で受け付ける際にエラーになる場合がありますのでご注意ください。

(5) 申告に誤りがあった場合

提出した申告書に誤りがあった場合は、償却資産申告書に「**修正申告**」とわかるように記載し、修正したものを再度ご提出ください。

(6) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をしなかった場合には過料（地方税法第 386 条、滑川市税条例第 75 条）を、虚偽の申告をした場合には 1 年以下の懲役または罰金（地方税法第 385 条）を課されることがあります。

(7) 国税申告資料の閲覧

償却資産の所有状況の確認のため、所得税及び法人税の申告書を閲覧しております。申告が必要である可能性のある方には、電話連絡、訪問、申告書の送付等の方法で申告をお願いしていますのでご協力をお願いいたします。

(8) 実地調査について

実地調査のお願いをする場合がありますのでご協力をお願いいたします。

(9) 各種届出や特例について

届出や特例がある場合に、下記の書類を添付していただく必要があります。

- 短縮耐用年数の承認を受けている場合
→国税局長の承認を受けた「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- 増加償却の届出を行っている場合
→税務署に提出した「増加償却の届出書」の写し
- 非課税該当資産がある場合
→非課税該当資産のみ一覧表にしたもの
- 課税標準の特例が適用される資産がある場合
→特例に該当する資産であることを示す書類

(10) 農耕作業用トレーラに対する課税の変更について

令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号で「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたことに伴い、下記の場合は課税対象となる税目が固定資産税から軽自動車税（種別割）に変更となります。

- 税目変更の対象となる農耕作業用トレーラ
→最高速度が時速35km未満のもの
(最高速度が時速35km以上の場合は、これまでどおり固定資産税の課税対象です)
- 必要な手続き
→過年度に償却資産として申告した中に、該当する農耕作業用トレーラがある場合は、償却資産の減少申告と合わせて軽自動車税（種別割）の登録をしてください。
新たに農耕作業用トレーラを取得された場合は、仕様書等で最高速度を確認し、二重に申告することのないようご注意ください。

(11) 中小企業等経営強化法に基づく特例措置について

中小企業の設備投資を支援する「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、滑川市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って新規取得した下記要件を満たす設備については、固定資産税を原則2分の1に軽減する特例が受けられます。

- 対象者：①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ※ただし、次の法人は特例措置の対象外です。
- ①同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

○対象期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの

- 対象資産：滑川市が認定した「先端設備等導入計画」に従って新規取得された下記の設備
- ※「先端設備等導入計画」の認定等については、滑川市商工企画課（Tel:076-475-1431）へお問い合わせください。

設備の種類	取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具（測定工具及び検査工具）	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60万円以上

○特例割合：賃上げ方針を従業員に表明した場合、より有利な特例割合が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
なし	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	2分の1
あり	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	3分の1
あり	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	3分の1

- 添付書類：先端設備等導入計画の認定申請書及び認定経営革新等支援機関による確認書の写し（リース会社が申告を行う場合は、加えてリース契約書の写し及び軽減計算書の写し。また、賃上げ方針を表明する場合は、従業員へ賃上げを表明したことを証する書面の写し）

3 税額等の算出方法について

(1) 算出方法

償却資産の評価は、償却資産の**取得年月日**、**取得価額**及び**耐用年数**に基づき、賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

評価額の算出方法

【前年中（令和5年中）に取得された資産】

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率} (1 - \text{減価率} / 2)$$

【前年前（令和5年以前）に取得された資産】

※毎年下記計算法によって取得価額の5%まで償却します。

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times \text{減価残存率} (1 - \text{減価率})$$

【減価率表】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	40	0.056	0.972	0.944

- 課税標準・・・ 賦課期日（1月1日）現在における償却資産の評価額となります。
また、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。
- 免税点・・・ 償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。（ただし、必ず申告は行ってください。）
- 税額・・・ 税額 = 固定資産税の課税標準額の合計 × 税率
(100円未満切捨) (1,000円未満切捨) (1.5%)

(2) 業種別の主な償却資産と耐用年数

償却資産の対象となる主な資産と耐用年数の例示です。

業種	資産の名称
各業種共通のもの	コンクリート舗装 (15)、アスファルト舗装 (10)、コンクリート塀 (15)、屋外の電気・給排水設備 (15)、街路灯 (10)、広告塔 (20)、ネオンサイン (3)、看板 (3)、簡易間仕切 (3)、応接セット (5) または (8)、エアコン (6)、パソコン (4)、コピー機 (5)、レジスター (5)、手さげ金庫 (5)、テレビ (5)、事務机・椅子・キャビネット (15)、小型除雪機 (10) 等
小売店	陳列棚・台・ケース (8)、自動販売機 (5)、日よけ (8) 等
飲食店	厨房設備 (8)、接客用家具・備品 (5)、冷蔵庫・冷凍庫 (6)、厨房用品 (5)、カラオケセット (5) 等
理容業・美容業	パーマ器 (5)、理・美容椅子 (5)、洗面設備 (5)、タオル蒸器 (5)、サインポール (3) 等
不動産賃貸(アパート等)・駐車場業	物置 (10)、ゴミ置き場 (10)、自転車置き場 (10)、フェンス (10)、庭園・緑化設備 (20)、無人駐車管理装置 (5) 等
医院・歯科医院	手術機器 (5)、消毒殺菌用機器 (4)、調剤機器 (6)、歯科診療用ユニット (7)、X線装置 (6)、心電計 (6)、ベッド (8) 等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台 (2)、パチスロ台 (3)、ゲームマシーン (3)、両替機 (5)、玉貸機 (5)、島台 (5)、店内放送設備 (6)、防犯監視カメラ (6) 等
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフト (8)、洗車機 (8)、検査工具 (5)、ガソリン計量器 (8)、独立キャノピー (45) 等
建設業(総合工事業)	ブルドーザー (6)、パワーショベル (6)、フォークリフト (4)、コンクリートカッター (6)、移動式トイレ (10) 等
農業	ビニールハウス (8)、乾燥機 (7)、脱穀機 (7)、コンバイン・トラクター等のうち大型特殊自動車に該当するもの (7)、畦コンクリート (17) 等
漁業	漁具 (3)、魚群探知機 (5) 等

※あくまで例示にすぎませんので、これ以外の資産であっても申告は必要です。

例示以外の資産の耐用年数については、「減価償却の耐用年数等に関する省令」別表 1、2、5、6 をご参照ください。例外として次の耐用年数も適用されます。

ア 中古見積耐用年数…同省令第 3 条第 1 項または同条第 2 項の規定により見積もった耐用年数

イ 耐用年数の短縮…法人税法施行令第 57 条第 1 項または所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により国税局長の承認を受けたものについては、未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすことになっています。

4 申告書等の書き方について

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例

令和 6 年 1 月 31 日		令和 6 年度		※所有者コード	
受付印		清川市長 殿		償却資産申告書（償却資産課税台帳）	
1 住所 （ふりがな） 又は納税通知書送付先	とやまけんなめりかわしげまち104ばんち 富山県清川市寺家町104番地 （電話 076-475-2111	3 個人番号 又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
2 氏名 （ふりがな） 法人にあっては その名称及び代 表者の氏名	きらりんやくひんかぶしがいいしゃ だいひょうとりしまりやく なめりかわ たろう キラリン薬品㈱ 代表取締役 清川 太郎 （屋号）	4 事業種目 （資本金等の額）	薬品製造業 8 百万円	9 増加償却の届出	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		5 事業開始年月	平成23年 3月	10 非課税該当資産	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		6 この申告に回答 する者の係及び 氏名	経理課 沖田 （電話 076-475-2111	11 課税標準の特例	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		7 税理士等の 氏名	吾妻税理士事務所 吾妻 （電話 076-476-1246	12 特別償却又は圧縮記載	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
				13 税務会計上の償却方法	定率法 <input checked="" type="checkbox"/> 定額法 <input type="checkbox"/>
				14 青色申告	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	取得 前年中に減少したもの (ロ)	価値 前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 市内における 事業所等資 産の所在地
1 構築物	10,000,000	1,500,000	2,000,000	10,500,000	① 清川市寺家町104
2 機械及び装置	50,000,000	3,000,000	5,000,000	52,000,000	②
3 船舶				0	③
4 航空機				0	16 借用資産 貸主の名称等
5 車両及び運搬具				0	④ ㈱ピッカリース
6 工具、器具及び備品	5,000,000	350,000	675,000	5,325,000	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
7 合計	65,000,000	4,850,000	7,675,000	67,825,000	18 備考(添付書類等)
	資産の種類	評価額 (※)	※ 決定価格 (〜)	※ 課税標準額 (ト)	⑩ 課税標準特例(法第349条の3第3項)
	1 構築物				
	2 機械及び装置				
	3 船舶				
	4 航空機				
	5 車両及び運搬具				
	6 工具、器具及び備品				
	7 合計				

- 住所…所有者または納税通知書送付先の住所を記入してください。
記入済の申告書を受け取られた方は誤りや変更があれば訂正してください。
- 氏名…氏名を記入してください。
法人の方は法人名及び代表者氏名を記入してください。
記入済の申告書を受け取られた方は誤りや変更があれば訂正してください。
- 個人番号または法人番号
…所有者の個人番号（マイナンバー）12桁または法人番号13桁を右詰めで記入してください。
- 事業種目…具体的な種目（2以上ある場合には主たる事業種目）を記入してください。
- 事業開始年月…個人の方は事業を開始した年月、法人の方は設立年月を記入してください。
- 申告に回答する者の係及び氏名
…法人の方で申告に関する質問等に対応する担当者、電話番号を記入してください。
- 税理士等の氏名
…経理を税理士等に委託している方は、税理士の氏名、電話番号を記入してください。
- 8～12について…該当する資産がある場合は、「有」に○をつけてください。またそれを示す書類を添付してください。（P.7参照）
課税標準の特例がある場合は、18備考欄及び種類別明細書摘要欄に該当法令等を記入してください。
【注意事項】特別償却または圧縮償却については、償却資産の評価対象に認められておりませんので、ご注意ください。
- 借用資産…借用資産（リース資産）がある場合は「有」に○をつけ、貸主の名称等を記入してください。
- 備考…昨年度の申告内容から変更がない場合は「増減なし」の記入だけで申告することができます。
（種類別明細書の提出は不要です。）
その他申告に必要な事項を記入してください。
（例）添付書類名、該当する特例の条項、廃業や転出年月日、該当資産がない旨 等

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和 6 年度										所有者名		枚のうち				
※所有者コード										キラリン薬品㈱		1 枚目				
種類別明細書(増加資産・全資産用)																
行 番 号	資産 の 種 類	資産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取得 価 額(イ)	耐用 年 数	(ロ) 減 価 償 却 率	価 額(ハ)	※課税標準 の特例		※課税標準額	増加 事由	摘 要	
				年	月	日					率	コード				
01	1	駐車場舗装	1	5	5	3	2,000,000	10	0				1	2		
02	2	薬品製造用設備	1	5	5	8	3,000,000	10	0	⑩この部分は、電算処理による申告(全資産申告)をされる場合は必ず記入してください。					1	2
03	2	産業排水処理設備(中和装置)	1	5	5	8	2,000,000	5	0				1	2	特付15-45	
04	6	事務机(中古)		5	5	1	125,000	11	0				1	2	中古	
05	6	事務いす(中古)		5	5	1	50,000	11	0				1	2	中古	
06	6	応接セット	1	5	5	4	500,000	8	0				1	2	〇〇市から	
07									0				1	2		
08									0				1	2		
09									0				1	2		
10									0				1	2		
11									0				1	2		
12									0				1	2		
13									0				1	2		
14									0				1	2		
15									0				1	2		
16									0				1	2		
17									0				1	2		
18									0				1	2		
19									0				1	2		
20									0				1	2		
小計			14				7,675,000									

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一(提出用)

- 種類別明細書（増加・全資産用）、（減少資産用）の順に通しの枚数を記入してください。
- 各資産に次の種類番号を記入してください。

1:構築物	2:機械及び装置	3:船舶
4:航空機	5:車両及び運搬具	6:工具、器具及び備品
- 資産の名称や型式などを具体的に記入してください。
- 個数または台数を記入してください。
- 資産を取得した年月を記入してください。年数は和暦で記入し、年号については年号に対応する数字を記入してください。

1:明治	2:大正	3:昭和	4:平成	5:令和
------	------	------	------	------
- 資産を取得するために要した金額（附帯費を含む）を記入してください。
【注意事項】消費税の取り扱いについて、税込経理方式を採用している場合は税込金額を、税抜経理方式を採用している場合は税抜金額を、それぞれ取得価額としてください。
- 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。
 ※中古資産の場合は経過年数に応じた耐用年数(見積耐用年数でも可)を記入してください。
 ※短縮耐用年数を採用している場合は、その耐用年数を記入してください。
- 該当する事項を○で囲んでください。

1:新品取得	2:中古品取得	3:移動による受入れ	4:その他
--------	---------	------------	-------
- 次に該当する資産について、摘要欄にカッコ内のように記入してください。
 - 短縮耐用年数を適用している資産 ⇒ 「短縮」
 - 増加償却を適用している資産 ⇒ 「増加償却」
 - 非課税に該当する資産 ⇒ 「非 348-2-9」(地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に該当する場合)
 - 課税標準の特例の適用を受ける場合
⇒ 「特附 15-45」(地方税法附則第 15 条第 45 項に該当する場合)
 - 中古品取得の資産 ⇒ 「中古」
 - 市外から移設した資産(同一の企業内での移動) ⇒ 「〇〇市(町・村)から」
 - 平成 20 年度税制改正による機械装置の耐用年数修正資産 ⇒ 「税制改正」
 - その他、必要に応じて記入してください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 6 年度										所有者名				
※所有者コード										キラリン薬品㈱				
種類別明細書（減少資産用）										2枚のうち				
行 番 号	産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要
					年 号	年	月				1 売 却 3 移 動	2 滅 失 4 其 他	1 全 部 2 一 部	
01	1	1	駐車場舗装	1	3	55	8	1,500,000	10	S56	1-2-3-4	1-2	取得価格300万のうち1/2滅失	
02	2	100	薬品製造用設備	1	4	25	6	3,000,000	10	H26	1-2-3-4	1-2	〇〇市へ移動	
03	6	19	事務机	5	3	62	8	250,000	15	S63	1-2-3-4	1-2	廃棄処分	
04	6	20	事務いす	5	3	62	8	100,000	15	S63	1-2-3-4	1-2	廃棄処分	
05											1-2-3-4	1-2		
06											1-2-3-4	1-2		
07											1-2-3-4	1-2		
08											1-2-3-4	1-2		
09											1-2-3-4	1-2		
10											1-2-3-4	1-2		
11											1-2-3-4	1-2		
12											1-2-3-4	1-2		
13											1-2-3-4	1-2		
14											1-2-3-4	1-2		
15											1-2-3-4	1-2		
16											1-2-3-4	1-2		
17											1-2-3-4	1-2		
18											1-2-3-4	1-2		
19											1-2-3-4	1-2		
20											1-2-3-4	1-2		
				小計	12			4,850,000						

第二十六号様式別表二(提出用)

- ①…種類別明細書（増加・全資産用）、（減少資産用）の順に通しの枚数を記入してください。
- ②…減少した資産の償却資産台帳上の種類番号を記入してください。
1:構築物 2:機械及び装置 3:船舶 4:航空機 5:車両及び運搬具 6:工具、器具及び備品
- ③…減少した資産の償却資産台帳上のコードを記入してください。
- ④…減少した資産の償却資産台帳上の名称を記入してください。
- ⑤…減少した個数または台数（一部のみが減少した場合は減少した分）を記入してください。
- ⑥…減少した資産の取得年月を記入してください。年数は和暦で記入し、年号については年号に対応する数字を記入してください。 1:明治 2:大正 3:昭和 4:平成 5:令和
- ⑦…減少した資産の取得価額を記入してください。一部のみが減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
- ⑧…減少した資産を最初に申告した年度を記入してください。
- ⑨…該当する事由及び区分を○で囲んでください。
【事由】 1:売却 2:滅失 3:移動 4:その他
【区分】 1:全部 2:一部
- ⑩…減少の具体的な理由、売却先名、減少の内訳等、申告に必要な事項を記入してください。

eLtax（エルタックス）について

e L T A X（エルタックス）による 地方税電子申告の受付をしています

◇ e L T A Xとは

インターネットを利用した申告方法です。複数の地方公共団体へ申告する場合は、作成した申告書をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありますが、e L T A Xを利用すれば、送信先はいつでも同じ窓口（ポータルセンタ）になります。

◇ e L T A Xの利用に必要なもの

①電子証明書の取得

e L T A Xで利用できる電子証明書を取得していただく必要があります。

※税理士等に申告書の作成、送信を依頼する場合は、納税者の電子証明書がなくても、e L T A Xを利用することが出来ます。

②利用届出の提出

e L T A Xを利用するための手続きです。下記のe L T A Xホームページから、利用者に関する情報を登録します。

③ソフトウェアの入手

e L T A Xを利用して電子申告を行うためには、e L T A X対応ソフトウェアが必要です。e L T A Xホームページから、e L T A X対応ソフトP C d e s k（ピーシーデスク）が無料で取得できます。

e L T A Xの詳しい内容や手続きに関するお問い合わせは下記へお願いします。

地方税共同機構

e L T A Xのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



○ご利用時間 8 : 30 から 24 : 00 まで（土・日・祝日、年末年始を除く）

電話でのお問い合わせ ○受付日 月～金曜日（土・日・祝日、年末年始を除く）

○受付時間 9 : 00 から 17 : 00 まで

○電話番号 0570-081459

※上記の電話番号でつながらない場合は、03-5521-0019